

令和5年11月17日

## 鹿児島県薩摩川内市「使用済核燃料税」の更新

鹿児島県薩摩川内市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の薩摩川内市「使用済核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県薩摩川内市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量 （1原子炉につき157体を超える分）
納税義務者	原子炉設置者
税率	1体当たり29万円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）598百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	令和6年度から令和10年度までの5年間

- ・ 令和5年9月20日 薩摩川内市議会にて条例案可決
- ・ 令和5年9月27日 総務大臣協議
- ・ 令和5年11月17日 総務大臣同意
- ・ 令和6年1月5日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。